

◎三重県伊賀市（2月2日）

【人口】 94,923人 【面積】 558.17k㎡

◆調査事項「議会基本条例、議会報告会について」

・事業概要

議会基本条例について

◎制定過程について

議会のあり方検討委員会の設置し、56会場で、83団体、約500人の市民の方々との意見交換を実施。

市民の参画、議員間での討論を重視

素案⇒ タウンミーティング⇒ パブリックコメント⇒ 議員全員懇談会⇒ 議員発議

◎7つの特徴

①議会報告会の実施

②一問一答方式の導入と反問権の付与 <反問権の行使：本会議で4回、委員会で1回>

③重要政策に対する7項目の明確化

④政策討論会の開催

□討論会の進め方

<提案者による説明（①議題、②趣旨、③提言）、参加議員による自由討議>

⑤出前講座の開催

⑥議案に対する議員の表決態度の公表

⑦議員提案による議員定数・報酬の改正

議会報告会について

議会基本条例により、市民と議員が自由に情報や意見を交換する議会報告会を実施している。1回あたりの時間が2時間程度、最初の15分から20分、多いときで30分程度定例会の議会の内容等を説明、報告し、その後、残りの1時間半程度を市民との意見交換としている。

報告会の位置づけは、「市民との意見交換の場」、「市民との情報共有の場」、「市民の議会市政への監督の場」、「市政の民意反映の場」など7項目としている。

◎各年度の実績

年度	開催回数	参加者数
平成19年度	38回	778名
平成20年度	37回	729名
平成21年度	36回	741名
平成22年度	37回	841名
トータル		3,089名

◎平成22年度議会報告会の実績

人数：4～5人の6班

場所：地域の市民センター等 1つの班で、1地域を担当

開始時間：13時30分～19時まで、地域によって異なる時間を設定

開催時期：7月 9地域 10月 18地域 1月 10地域

・委員の感想

○議会報告会の開催を通じて、①議員のレベルアップ、②市民のレベルアップの両方が図られるという議長の見解が興味深かった。ただし、その際に議会報告会の参加者が平均20名程度で、その構成が住民自治協議会の意向に合わせられるとのことであり、若手の出席が極めて少なく、若手の出席を促す妙手をさぐる必要を感じた。現在の報酬では、次回一般選挙で議員のなり手が無いのではと真剣に心配されていた。

○合併時から住民自治協議会と議会改革を平行させ取り組まれており、市民報告会の先進地でもある熱意ある議長や委員がリード役を果たし、マスコミを利用しながら条例を制定したいきさつには驚きでした。議会終了後の年4回地域別に市民報告会を開催し、最初の2年間は執行部側への要望が主に出されるなど苦労話も披露。しかし徐々に要望より議会に対する説明責任を求めることに変化してきたことも紹介され、議会の議員一人一人が勉強して答えられるようになったことも取り組みの成果であると明言された。

○女性議長のリーダーシップで改革が進んだのではないかと思った。合併した町村議員の熱意が原動力になっているとも感じた。町村議員であるから地域住民と身近にチェックされていたという事でもあろう。

○基本条例の体系として

「前文」で、伊賀の特性、伊賀の自治条例制定の理由について述べられ、第1章 総則で条例の目的、伊賀市独自の自治に必要な基本原則などを規定されている 第2章 情報の共有 第3章 市民の参加、以下3章について



最後の、第7章で、条例の見直しについて、時代の経過により、形骸化することを防ぐため、施行後4年以内に規定の見直しをすることであった。

本市も、こうした基本条例を制定した後、時代の変化により見直しも必要ではないかと感じた。

議会報告会については、条例第7条で、議会は、市政全般にわたり議員及び市民が自由に情報及び意見を交換するため、定例会終了後、議決案件の報告を各小学校区で行い、議員4～5人編成で（6班）に別れ実施されている。

○議会基本条例を制定し確実に実施して行くことにより、議会（議員）が変わっていき、市民も発言に責任を持つようになり、又、議員を選ぶ基準も変わる。

議会報告会を実施することにより、議員はより勉強するようになり、自分の出身地域外の様子もより理解できるようになる。

○議会基本条例について

- ・特徴は市民参画による条例制定である。
- ・出前講座の開催も委員会ごとに行なわれており、議会報告会だけでないのは参考にすべきであろう。また、議案に対する議員の表決態度の公表もされており、見習わなければならない。

○議会基本条例、第4章 議会と行政の関係（3）（4）については、参考になる。東広島市においては、可能かどうか？

伊賀市議会基本条例 第4章 議会と行政の関係

（議員と市長等執行機関の関係）

第8条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。
- (4) 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

議会報告会は、議員の為でなく、市民の為に行う事

各地域の住民の生活環境が多少ではあるが、違う中で、市政への統一的な参加については、時間が必要なのかと思う。時代に合った、議員に対する意識を持って頂く様に努力が必要である。

○合議体として、議会内の自由討議・俯瞰した議論の必要性を感じる。

- ・基本条例は、議員の認識を統一する意味で重要であるとの説明は、全く同感であり、議員・議会活動の基底にあるべきものと理解する。
- ・基本条例の制定家庭について、タウンミーティングやパブリックコメントの実施を本市ではどう位置づけるのか、今後の課題であろう
- ・京丹後市も、伊賀市も市民目線での改革・活性化の強い意志が感じられる。

○パワフルな女性議長が印象に残った。議長のパワーで改革が行われていると感じた。特に、「過去には、議員としての活動はあっても、議会としての活動がほとんどなかった。議会としての活動がないから、市民に、議会が何をやっているのか見えず、信頼を失うことになった。議会改革とは、議員としての活動を活発にすることである。」との言葉が印象的であった。

○伊賀市は議会改革の必要性を明確化する手順を踏んで確かなものになっていると思う。

- ①議会基本条例の必要性の確認 国と地方の関係 官と民の関係 合併による都市内分権 自治基本条例の制定との関係など内外の環境からの議会改革の位置づけがされている。
- ②めざす議会のすがたの明確化 市民との関係 行政との関係 議決に対する責任などを挙げ達成される議会像を明確に描かれているように思う。
- ③議会基本条例の制定過程では、市民の方々と意見交換をするなど市民の参画を促し、その後に議員間で議論を尽くしていることから、議会基本条例7つの特徴に見られるように、伊賀市の市民とともに作り上げた、伊賀市の未来を構築する基本条例になっているように思う。
- ④議会報告会の開催により、市民の声の吸い上げと、市政との協働を働き掛けている。
- ⑤条例制定後の効果の確認について、その取り組みを伺って見たかった。